

TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書

10月5日に、米国・アトランタで開催されていたTPP閣僚会合において、TPP交渉は大筋合意に至りました。その内容は、農林水産物の重要5品目への特別輸入枠の設定や段階的な関税削減・撤廃となっており、国会決議の内容を逸脱しているとの懸念があるなか、生産現場には不安の声が広がっています。

また、政府は、TPP大筋合意を受けて、与党の協議等を経て、11月25日に「総合的なTPP関連政策大綱」（以下、「大綱」という。）を決定されました。

なお、大綱では、米の需給悪化に繋がらないようTPPの輸入量相当の国産米を備蓄米として買い入れること、麦の経営所得安定対策を着実に実施すること、並びに牛肉・豚肉についてマルキンを法制化すること等、早急に対策を示してほしいという生産現場の不安の声に対して最低限の国内対策は示されていますが、十分に応える内容にはなっていません。

さらにTPPは、単に農業問題だけではなく、食の安全・安心、医療、保険、ISD条項など、国民の生活の根本に大きな不安を抱かせるとともに、国や地域のかたちを大きく変える重要な内容を含んでいます。

以上の趣旨から、次の2点について、強く要請致します。

記

- 1 農業者のみならず消費者など広く国民に対して、TPP交渉の合意内容に関する情報を公開すること。
- 2 TPPの合意内容について、国会決議が遵守できているか、厳格に精査するとともに、TPPの影響に関する農業者の不安を払拭するための万全な国内対策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月24日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣 宛

長浜市議会議長